

政策整理番号	1	施策番号	2	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)		
対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 障害福祉課	関係部課室	保健福祉部 疾病・感染症対策室	
政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 1 - 1	
施策番号	2	施策名	重度障害者の家庭での生活支援			
施策概要	難病や重い障害のために全身がほとんど動かせない方とその家族の生活の質の向上を目指します。					
政策評価指標 / 達成度	利用希望者に対する提供率	A				

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)  
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している) ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

### 施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果					活動(事業)によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	ALS等総合対策事業(神経難病医療ネットワーク事業) (相談事業) 【疾病・感染症対策室】	神経難病患者・家族	医療ネットワークによる入院調整及び医療相談	相談件数(件)	1396	1445	1533	神経難病患者の在宅療養環境の整備				
					10675	10953	10954					
					8	8	7					
1	ALS等総合対策事業(ALS在宅療養患者介助人派遣事業) 【疾病・感染症対策室】	在宅ALS重症患者	介護している家族の休憩を確保するための介助人派遣	介助人派遣回数(回)	1159	1299	1539	介護している家族の休憩の確保				
					11356	12249	14424					
					10	9	9					
1	ALS等総合対策事業(難病患者個人ネットワーク構築事業) 【疾病・感染症対策室】	在宅神経難病患者	患者個人のネットワーク形成支援及び手帳交付	神経難病患者療養手帳の交付患者数(人)	9	14	9	神経難病患者の在宅療養環境の整備	電力会社・消防署への登録累計件数(件)	68	77	80
					711	711	711					
					79	51	79					
1	ALS等総合対策事業(コミュニケーション機器導入支援事業) 【疾病・感染症対策室】	神経難病重症患者	コミュニケーション支援の相談窓口の設置及び技術者派遣	支援技術者派遣回数(回)	193	139	146	コミュニケーション手段の確保				
					1238	1458	1268					
					6	10	9					
1	ALS等総合対策事業(難病患者地域支援対策推進事業) 【疾病・感染症対策室】	神経難病重症患者	在宅難病患者の療養生活を支援するネットワークの構築	体制構築取り組み保健所数(か所)	7	7	7	神経難病患者の在宅療養環境の整備	難病ボランティア登録者累計数(人)	120	120	121
					2020	1595	1502					
					289	228	215					

## B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
概ね適切	概ね有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・国により県の関与が制度化された事業や広域的・専門的事业などから構成されており、県の関与は概ね適切であると判断している。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・業績指標、成果指標とも施策目的に合致した方向に概ね推移していることから、事業群は概ね有効であると判断している。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・単位当たりの事業費が縮減しているものや必要最小限の経費により実施したものの、国庫基準の範囲内で実施したのなどから構成されており、概ね効率的であったと判断している。</p>

## B 施策評価(総括)

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3 を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・業績指標、成果指標とも施策目的に合致した方向に概ね推移していることなどから、事業群は概ね適切であると判断している。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・平成18年度に施行された障害者自立支援法に伴い、旧来のサービス提供に係る平成23年度までの経過措置も設けられたことなどから、今後の状況を勘案しながら、必要な事業を実施していく。</p>

## 施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>・市町村で行うことが困難な広域的、専門的な事業であるため県が実施し、国が財政支援している。難病患者・家族が安心して在宅療養を続けるために必要な事業である。対象者に応じて事業を設定しており、重複・矛盾はない。</p>	<p>・業績指標の相談件数は毎年増加しており、患者等の生活支援の役割を果たしている。</p>	<p>・1件当たりの経費単価は減少しており、効率的運用がなされている。</p>
<p>・患者の希少性から各市町村毎に行うことが非効率的な事業であるため県が実施し、国が財政支援している。災害等の緊急時に重症難病患者への支援を迅速に行うために必要な事業である。対象者に応じて事業を設定しており、重複・矛盾はない。</p>	<p>・業績指標の派遣件数は毎年増加している。(難病患者のネットワーク形成は患者自身がその情報を提供する必要があるが、急激な伸びは期待できない面がある。)</p>	<p>・費用は介助人の時間当たり単価に活動時間を乗じて支出しているため、経費単価は横ばいとなっているが、10年間当該単価が維持されており効率的な運用がなされている。</p>
<p>・患者の希少性から各市町村毎に行うことが非効率的な事業であるため県が実施し、国が財政支援している。災害等の緊急時に重症難病患者への支援を迅速に行うために必要な事業である。対象者に応じて事業を設定しており、重複・矛盾はない。</p>	<p>・業務的な経費のため、登録数等との関連性に乏しいが、平成18年度には災害時における患者情報の共有化の促進を図るため、「災害時対応ハンドブック作成指針 - 人工呼吸器装着難病患者版」を作成するなど、登録数等の向上に努めている。</p>	<p>・事務的な経費のため、登録数等との関連性に乏しいが、平成18年度には災害時における患者情報の共有化の促進を図るため、「災害時対応ハンドブック作成指針 - 人工呼吸器装着難病患者版」を作成するなど、登録数等の向上に努めている。</p>
<p>・市町村で行うことが困難な専門的な事業であるため県が実施し、国が財政支援している。重症難病患者と家族との意思疎通を図ることは、患者の生活の質を維持していくために必要な事業である。対象者に応じて事業を設定しており、重複・矛盾はない。</p>	<p>・派遣要請は患者の病状の進行状況等と深く関連するので、年間件数には波があるが、常に一定数の派遣要請がある。</p>	<p>・極めて限られた専門技術者を一定の単価で確保しており事業は効率的に運用されている。</p>
<p>・患者の希少性から各市町村毎に行うことが非効率的な事業であるため県が実施し、国が財政支援している。難病患者の療養支援は、医療・保健・福祉と密接に関わっており、患者等の状況に応じたケアコーディネイトを実施するために必要な事業である。他の事業との重複・矛盾はない。</p>	<p>・ケアコーディネイトを実施するケースは横ばい(約100件)で推移しており、常に一定数の要請がある。</p>	<p>・医療・保健・福祉の各分野において、その地域の核となっている保健福祉事務所(保健所)毎に実施することは効率的である。</p>

## 施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
拡充	<p>・本事業は、ALS等の重症難病患者の在宅療養生活を支援するための有効な事業として、現在、地域における支援体制の整備途中であり、また、患者・家族からの相談等も増加傾向にあることから、今後とも各種支援ネットワークを活用した総合的な支援体制の確立を目指して事業を拡大していく必要がある。</p>
取組22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現
拡充	同上
取組22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現
拡充	同上
取組22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現
拡充	同上
取組22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現
拡充	同上
取組22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果						活動(事業) によりもたらされた成果						
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段(内容) (何をしたのか)	業績指標名(単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的(意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名(単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費(決算(見込)額, 千円)					成果指標の値		
					単当たり事業費(千円)							
2	難病相談支援センター事業 【疾病・感染症対策室】	在宅難病患者	難病相談支援センターを拠点とした相談支援	相談件数(件)		737	1863	難病患者の地域における生活支援				
						2730	8925					
						4	5					
3	特定疾患訪問看護治療研究事業 【疾病・感染症対策室】	在宅難病重症患者	診療報酬で認められた回数を超えた訪問看護費用の交付	訪問回数(回)	333	546	318	人工呼吸を装着した難病患者の在宅療養環境の整備				
					1753	2340	1190					
					5	4	4					
4	難病患者居宅生活支援事業(難病ホームヘルパー養成研修事業) 【疾病・感染症対策室】	ホームヘルプサービス事業所	難病ヘルパーの養成研修	研修会開催回数(回)	1	1	1	難病ホームヘルパーの養成	受講修了者数(人)	48	83	81
					146	142	147					
					146	142	147					
5	難病特別対策推進事業(難病患者医療相談事業) 【疾病・感染症対策室】	在宅難病患者	難病患者等を対象とした医療相談会等の開催	相談会開催回数(回)	27	21	24	難病患者等の不安の軽減等による支援	相談者数(人)	431	441	417
					684	667	859					
					25	32	36					
6	障害児者レスパイトサービス支援事業(知的障害者レスパイトサービス支援事業) 【障害福祉課】 再掲	知的障害者	障害者やその家族の地域における生活を支援した。	実施市町村数(市町村)	26	27	25	障害者やその家族の地域における生活を支援した。	利用日数(日)	2,298	7,616	4,510
					5110	19178	14114					
					197	710	565					
6	重症心身障害児(者)通園事業 【障害福祉課】 再掲	重症心身障害児(者)	運動機能等に係る訓練、保護者に対する療育技術の習得等、在宅生活の安定を図った。	受入施設数(か所)	6	6	5	障害者やその家族の地域における生活支援	利用人数(開設日数)(人)(日)	5,300 (1,319)	5,686 (1,446)	5,713 (1,216)
					86567	92127	73319					
					14428	15355	14664					
7	知的障害者援護施設特別処遇加算事業 【障害福祉課】	知的障害者	重度の知的障害者を受け入れている更生(通所)施設に対する人件費補助	補助対象施設数(か所)	10	13	15	重度知的障害者の地域での生活支援体制を整備した。	障害者受入数(人)	203	257	292
					34578	38738	43001					
					3458	2980	2867					
8	重度障害児・者日常生活用具給付事業 【障害福祉課】	重度の障害児・者	重度の障害児・者に対し、市町村が日常生活用具を給付・貸与することに対する補助	給付件数(件)	866	635	(5月末)	障害者の地域における生活を支援した。				
					47701	28047	47412					
					55	44						
9	全身性障害者介助人派遣事業 【障害福祉課】	全身性障害者	障害者が自ら選んだ介助人を指定居宅支援事業者に斡旋した。	対象者数(人)	4	4	4	障害者の地域における生活を支援した。				
					0	0	0					
					0	0	0					
事業費計(千円)					202539	210935	217826					

**施策を構成する事業の分析**

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
・患者の希少性から各市町村毎に行うことが非効率的な事業であるため県が実施し、国が財政支援している。患者等へ日常生活上の助言等を行い、安心して在宅療養を続けるために必要な事業である。相談内容により事業を設定しており、重複・矛盾はない。	・相談件数の増加だけでなく、同じ疾患を持つ患者・家族等が集まって患者会等を設立するなど患者等の交流が深まってきている。	・難病に関するNPO法人に委託し業務を実施しており、費用・業務両面で効率的な運用がなされている。
・患者の希少性から各市町村に行うことが困難な事業であるため県が実施し、国が財政支援している。多額の医療費を要する重症難病患者の療養生活を支援するために必要な事業である。対象者に応じて事業を設定しており、重複・矛盾はない。	・医師が必要と認めたとにもかかわらず、診療報酬では認められていない分の訪問看護費用を支援することは、人工呼吸器装着者家族の生計安定を図り、在宅医療を継続するため有効である。	・診療報酬の認める回数を超えた分について、診療報酬単価と同額で支援しており、効率的な運用がなされている。
・各市町村に行うことが非効率的な広域的な事業であるため県が実施し、国が財政支援している。難病患者・家族が安心して在宅療養を続けるために必要な事業である。事業の重複・矛盾はない。	・介護家族の高齢化に対応し、難病患者を適切に介護するため、ホームヘルパーに難病に関する知識を付与することは有効であり、一定の受講者数が確保されている。	・研修には予定人数(60人)を超えた応募がされており、効率的な運用がなされている。
・市町村で行うことが困難な専門的な事業であるため県が実施し、国が財政支援している。在宅難病患者・家族に療養上の指導等を行い、安定した療養生活を確保するために必要な事業である。相談内容により事業を設定しており、重複・矛盾はない。	・保健所の地域ごとに主治医、市町村等と連携を図りながら実施しており、地域連携の視点からも有効である。	・主治医・市町村・患者等との連携強化のため保健所毎に行うことが効率的である。
施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるために県が実施しているものであり、県の関与は適切であると判断している。	国が制度化したことからも、事業の成果はあったものと判断している。	国庫負担基準の単価等を参考に事業費を算出しており、概ね適切なものと判断している。
国により県が実施することと定められているため、県の関与は適切であると判断している。	概ね良好な利用状況であったことから、事業の成果はあったものと判断している。	国が単価を設定しており、効率的であると判断している。
施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるために県が実施しているものであり、県の関与は妥当であると判断している。	補助対象施設数、障害者受入数も増加しており概ね有効であると判断している。	単位当たりの事業費も縮減しており、概ね効率的に実施していると判断している。
平成18年度に施行された障害者自立支援法で国、県、市町村の費用負担割合が定められており、県の関与は適切であると判断している。	市町村事業への補助であり、多くの補助件数があることから、障害者の生活支援に有効な事業であると判断している。	必要最小限の経費で事業を実施しており、効率的であると判断している。
県は要綱により事業実施のガイドラインを定め、市町村が事業を実施しているもので、県の関与は適切であると判断している。	4人の対象者がおり、成果はあるものと判断している。	県の事業費はない。

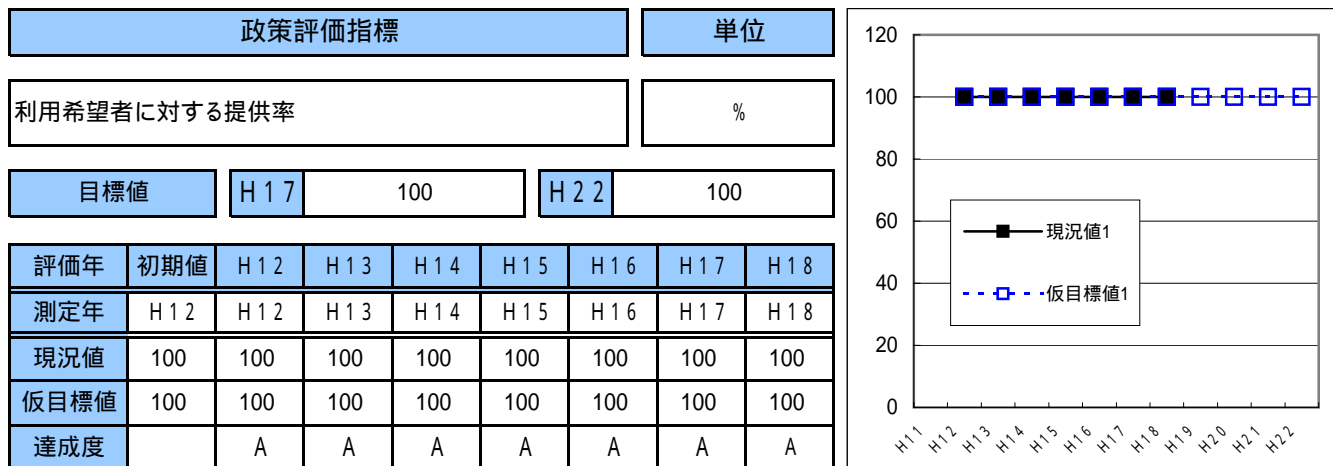
**施策を構成する事業の方向性**

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
取組番号	取組名
拡充	・難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の支援のための新たな事業であり、今後、事業を拡大、充実させていく必要がある。
取組22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現
維持	・医療上必要な措置に要する費用を補てんする事業であり、患者家族の生計を安定させ在宅医療を継続するため、今後も事業を維持していく必要がある。
維持	・難病患者の介護家族の高齢化に伴いホームヘルパーの利用は増加が見込まれるため、今後も事業を維持していく必要がある。
維持	・地域の難病支援体制の構築のため、今後も事業を維持していく必要がある。
廃止	平成18年度から施行された障害者自立支援法に関連し、平成18年10月からは、市町村が行う地域生活支援事業の日中一時支援事業と重複することとなったため、平成18年9月末をもって廃止した。
拡充	在宅心身障害児(者)の通園は身体的負担が伴い、身近な地域で実施することが必要であり、各福祉圏域ごとに当該事業を展開する必要がある。
維持	施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるためには、当該事業を実施していく必要がある。
維持	障害者の地域における生活支援を行うために必要な事業である。
維持	全身性障害者の生活の安定のために必要な事業である。

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 1 施策番号 2

対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 障害福祉課	関係部課室	保健福祉部 疾病・感染症対策室
政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 1 - 1
施策番号	2	施策名	重度障害者の家庭での生活支援		



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している), C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

人工呼吸器を装着するALS患者及び全身性障害者の介助人派遣利用希望者に対する提供率(利用者数÷利用希望者数×100)  
 介助人派遣:常時介護が必要なALS患者、全身性障害者に介助サービスを提供する。

政策評価指標の選定理由

- ・ALS患者及び全身性障害者が、地域で安心して暮らせる療養環境の整備が必要である。
- ・介助サービスを提供することにより、患者・家族の生活の質の向上が図られるとともに、障害者の意思に基づいた主体性ある自立生活の実現ができる。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

ALS患者及び全身性障害者を介護する家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るために介助人を派遣するサービスを行い、生活の質の維持・向上を目指すというものであるが、現在は利用希望者からの要望にすべて対応している状況である。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・重度障害者の家庭での生活支援を行う上で必要な指標だと判断している。

